

飼い主のいない猫の世話・杉並ルール(案)

飼い主のいない猫のお世話をする方へ

1. グループで行動し、苦情には誠実に対応しましょう。

ルールを守りながら活動をし、苦情には誠実に対応して、グループで正々堂々と活動しましょう。猫が苦手な人たちに対しては「迷惑を少しでもかけないよう猫の世話をしますので、宜しくお願い致します。」という気持ちが大切です。

2. 不幸な猫を増やさないよう不妊・去勢処置をしましょう。

正しい知識と認識の下、オスもメスも不妊処置をすることが必要です。

3. 餌の与え方について (カラスやネズミなどが食べる場合があります)

決まった時間に決まった量を与え、食べ残しがあれば一定時間内に片付けましょう。また、自分の敷地内で与える場合でも、近隣の理解を得られるように努力をしましょう。

4. 餌を与える場所について

道路や公共の場所、駐車場、他人の家の玄関先やガレージ、マンションの出入り口などを無断で「餌場」として使用することはできません。今、そのような場所で餌を与えている方は、きちんと許可を取るか、または協力者を探し、少しずつ移動して、適切な場所で安心して餌を与えられるよう努力しましょう。

5. 猫小屋について

公共の場所では、無許可で小屋を設置することはできません。嫌がらせで小屋に火をつけられたという事例もあるので、敷地内に置かせてもらえる協力者がいない場合は、猫のためにも設置は止めましょう。

6. フンの清掃のほか、周囲の環境にも配慮をしましょう。

「貴方が餌を与えている猫が、私の敷地内でフンをする。」と言われる前に、積極的にフンや食べ残しの清掃をし、ついでに草むしりをするなど好意をもたれるように努力しましょう。

7. 健康管理や寄生虫駆除もしましょう。

定期的にノミや回虫などの寄生虫の駆除などに気を付け、衛生状態が保たれるように心がけましょう。

8. 愛情を持って接し、猫との信頼関係を築きましょう。

名前もない、捕まえられない、治療もできないでは猫もかわいそうです。1匹1匹を把握し、名前のある猫として接してあげられるように、さらに他の人にもその猫には世話をしている人がいることがわかるように、首輪などの目印を付けましょう。そして1匹1匹に対して自分が世話をしている猫であるという愛情と自覚を持って信頼関係を築き、最後まで世話をしましょう。

9. 飼い猫になるよう努力しましょう。

猫は、餌がありさえあれば幸せなわけではありません。屋内で飼育してもらえる人を探すなど、その猫のために常に少しでも良い環境を整えてあげる努力をしましょう。若い猫、老いた猫、病気の猫にとって外の暮らしは苛酷ですので、保護をするなどの特別な配慮をしましょう。

10. 活動報告や会計報告をしましょう。

あなた方の活動を公開し、情報を地域で共有し、協力や理解を得ることが、活動を活性化させ、地域で認められることにつながります。動物と共生できる社会の仕組みを作っていくことにもつながりますので、いつでも公開できるように活動や会計の報告書を作成しましょう。

杉並区には、このような区民の活動を支援するために、無料で不妊処置をする「飼い主のいない猫を増やさない活動支援事業」制度があります。

問い合わせ先は、杉並保健所生活衛生課（03-3391-1991）です。お気軽にご連絡下さい。

飼い主のいない猫から迷惑を受けている方へ（お願い）

1. 「飼い主のいない猫の世話・杉並ルール」を守っている場合や、守るための努力をしている場合は、いま少し見守ってください。相手が動物なので、すぐには対応できないことがあります。

野良猫を捕獲して殺処分して欲しい、という連絡を頂く事がありますが、「動物の愛護及び管理に関する法律」により、むやみに猫を捕獲殺処分することはできません。

また、犬が所有者不明で徘徊していると、「狂犬病予防法」という法律により、行政が捕獲、所有者が名乗り出ない場合殺処分となりますが、猫にはそれが適用されません。加えて、猫の「屋内飼育」は、飼い主の努力規程でしかないため、外を徘徊している猫が「野良猫」なのか「飼い猫」なのか、識別することは不可能なのです。

現在全国では、毎年およそ30万匹以上の動物が殺処分されますが、そのほとんどが、生後まもない子猫です。不妊処置をしないままの猫から生まれ野良猫となる不幸な子猫の再生産を防止することは、動物愛護・公衆衛生・公序良俗の維持を図るという意味で大変必要なことです。

また、不幸な野良猫や殺処分される子猫、それによる迷惑や不衛生な環境を減らすには、ボランティアによる不妊・去勢処置と適正な世話を依るところしかないのが現状です。不妊・去勢処置を目的とした捕獲のために、あえて「餌やり」を開始するグループもありますから、いきなり怒鳴りつけたりせず、よく事情を尋ねてください。なお、「殺処分」や「他所に捨てる」という目的のみだりに猫を捕獲することは法律により禁じられています。

相手は動物であり、習慣で行動するので、すぐにその行動を変えさせるのは困難です。いま少し、ボランティアの努力を見守り、時間を与え、ご協力とご理解をお願いします。

2 苦情を言うだけでなく、地域の問題として協力してあげてください。

迷惑を受けていると、つい言葉がきつくなりがちですが、猫の世話をする人と迷惑を受けている人が、冷静になって心をひとつにして対応する事により、不妊・去勢処置はスムーズに運ぶようになり、猫の徘徊による迷惑問題の早期解決につながります。

3. 猫を捨てる人がいないか、不妊・去勢処置をせずに放し飼いをする飼い主はいないか、地域全体で話し合みましょう。

猫は「野生動物」ではありません。無責任な人が捨てるために野良猫になります。まず、自分達の地域で、無責任な飼い主や猫を捨てる人がいなくなるような風潮を作りましょう。

4. 長期間ルールを無視した餌やりにより不衛生な状態が続く、繰り返し子猫が生まれて数が増える一方である、苦情に対して暴力的な対応をする、というような場合はご相談下さい。

餌やりをしている、ということだけで感情的対立をしないようお願いします。一定期間見守り、適切な動物愛護活動なのか、餌だけ与える迷惑行為なのかを見極めてから対応しましょう。

～関係法例など～

動物の愛護及び管理に関する法律

- ・愛護動物のみだりな殺傷は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金です
- ・愛護動物に対し、みだりに給餌・給水をやめたり虐待したものは50万円以下の罰金です
- ・愛護動物を遺棄（捨てること）すると、50万円以下の罰金です
- ・周辺の生活環境の著しい悪化を招く動物飼育は、飼養状況の改善勧告・命令を受け、改善がなされない場合は20万円以下の罰金です

家庭動物の飼養及び保管に関する基準

- ・猫の飼い主は、屋内飼育・飼主明示・不妊処置の努力を怠ってはなりません

動物が自己の所有に係るものであることを明らかにする措置

- ・飼主は、消失することがない方法で、飼育する動物の身元表示を怠ってはなりません

東京都動物の愛護及び管理に関する条例

- ・東京都では、動物の愛護及び適正な飼養の推進について熱意と見識を有し、国または都道府県等の施策に必要な協力をする事のできる人材を「動物愛護推進員」として委嘱しています。各種の相談にご利用下さい。

東京都ハルスプラン

- ・平成16年に発表され、殺処分数の半減をめざす、都の動物愛護行政10年計画です

東京都「飼主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック

- ・都内モデル地域での取り組み例が記載されています。参考となります。

杉並区「飼主のいない猫を増やさない活動支援事業」について

この事業は、平成16年度より開始されたもので、毎年6月上旬頃の「広報すぎなみ」にその年度の実施内容が発表されます。

申し込むことができるのは下記の条件を満たした方です。

1. 構成員が杉並区民であり、グループを構成していること
2. 活動対象は「飼主のいない猫」であること
3. 餌の与え方、与える場所、清掃等、猫の世話の方法について、近隣とトラブルを起こさずに、飼主のいない猫の世話や不妊処置を継続実施しているグループであり、責任者がいること
4. 苦情等の問題解決は、グループの構成員が責任を持って対応すること
5. 個体識別をし、不妊処置後も適正な管理ができること
6. 活動報告書を区から求められた時には提出できること

また、お申し込みになった猫に承認がおりた場合には下記の処置が施され、無料です。

(東京都獣医師会杉並支部の協力により設定された料金が、皆様の税金から支払われます)

1. 不妊手術
2. 不妊手術済みであり、管理者のいる猫であることを示すためのマイクロチップ挿入
3. マイクロチップ挿入を示すための耳ピアス
4. 感染症予防注射
5. 寄生虫駆除剤

なお、手術に耐えられないと獣医師が判断する疾病に罹患している猫について、不妊処置の実施前に治療を望む場合は、その疾病治療費は、猫を連れてきた方の自己負担となります。また、妊娠後期であり、通常のメス猫避妊手術以外の処置が必要な場合は、別途その料金をご負担願う場合があります。

この制度の利用に関するご質問は、杉並保健所生活衛生課までどうぞ。(03-3391-1991)

杉並保健所生活衛生課

電話 03-3391-1991
ファックス 03-3391-1926